

公募補助概要について（事務局案）

1 概要

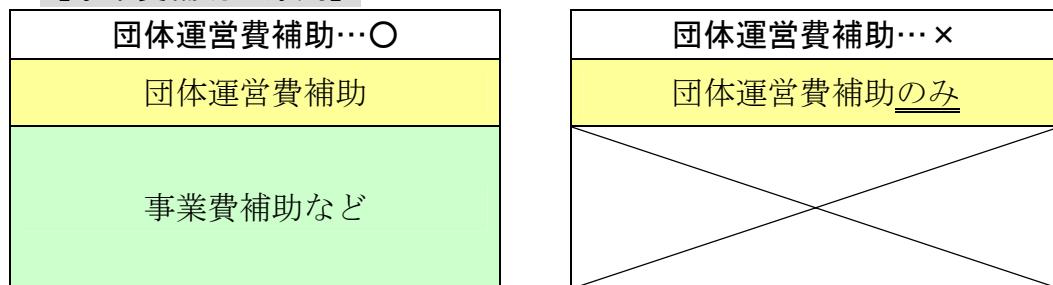
特定の団体等に対する個別補助（以下「特定者補助」という。）の長期化による弊害（公平性の問題、既存団体の既得権化、補助対象事業の硬直化など）を解消するため、新たな補助制度の仕組みとして「公募補助」を導入するもの

※特定者補助

- ①「要綱等に特定の団体名などが規定されている補助」
- ②「予算科目上、特定の団体などに支出することが明らかな補助」

※団体運営費補助のみの場合は補助しない。

⇒ 【事業費補助の原則】



2 公募補助対象団体【共通】

- ①広く市民に対して、福祉の増進又は地域の活性化に貢献するような事業を実施する団体であること。
- ②市の施策を補うような事業を実施する団体であること。
- ③市内に活動拠点を持つ5人以上の団体であること。
- ※法人会員を含む場合は、1法人=1人で計算すること。
- ④規約、会則などをもち、会計処理（予算・決算を含む。）が適切に行われている団体であること。

3 補助対象としない事業・団体【共通】

- ①営利を目的とするもの<営利活動>
- ②宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの<宗教活動>
- ※「教化」とは、特定の宗教の価値観を盲目的に内面化させることをいう。
- ③政治上の主義を推進し、支持し、又はこれを反対することを目的とするもの<政治活動>
- ④公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの<政治活動>

4 補助対象事業【事業費補助】

- ①市内で実施する事業であること。
- ②同一事業について、富士見市から他の補助金などを受けていない事業であること。
- ③事業計画（事業効果を含む。）及び収支計画が他の事業と明確に区分することができる事業であること。
- ④4月から翌年3月末日までの間に実施する事業であること。

5 補助対象経費【共通】

別表のとおり

6 補助額【共通※今後も引き続き検討予定】

- ①補助対象経費の100分の10から100分の50までの範囲内で希望する額
- ②①にかかわらず、団体構成員（業務内容等に基づき市長が認めた職員数を上限）の入件費については、100分の100以内で団体の維持に必要な額

<補助率再設定基準の見直し>※平成10年度設定

- ①特に公益性が高く、市の施策の補完・充実に寄与するもの
⇒ 75／100の範囲内
- ②公益性が高いもので、市の施策の補完を期待できるもの
⇒ 50／100の範囲内
- ③公益性があり、市の施策目的に合致するもの
⇒ 25／100の範囲内

7 補助期間【共通】

最大3年（補助期間終了後、再申請による継続も可）

8 評価機関【共通】

民と官の連携による公共サービス改革検討委員会（以下「委員会」という。）が行う。

9 評価内容【共通】

- ①委員会の合議により、「適当・不適当」の評価を行う。
- ②「不適当である」とした申請者については、ヒアリングを実施して再評価を行う。
- ③最終評価結果を市長に報告し、予算編成で「採択・不採択・補助額など」を決定する。

10 公募スケジュール（予定）【共通】

①広報・HP掲載<事務局>

平成23年1月

②募集期間<事務局>

平成23年3月から4月まで

③評価期間<委員会>

平成23年5月中旬から9月下旬まで（8回予定）

【書類評価又はプレゼンテーション】

④1次評価結果通知<委員会>

平成23年10月に当該申請団体に「適当・不適当」通知

⑤-1公開ヒアリング（不適当通知団体のみ）<委員会>

平成23年10月下旬（1回予定）

⑤-2再評価<委員会>…原則⑤公開ヒアリング終了後、再評価

平成23年10月下旬

⑥2次評価結果通知・市長報告<委員会>

平成23年11月上旬に再評価申請団体に「適当・不適当」通知

市長に最終結果報告（交付・不交付）

⑦申請者内定通知等<事務局>

平成24年3月上旬（議案提出後）申請団体に「内定」通知

補助要綱の制定・一部改正

別表（補助対象経費）

項目	説明
人件費	団体構成員（団体運営費補助の場合に限る。）又は事業実施のために雇用した者的人件費
報償費	講師、専門家等に対する謝礼（団体構成員の場合を除く。）
旅費	電車賃、バス代等
消耗品	1品につき2万円未満の物品に係る購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費
通信費	電話料金、インターネット接続料、郵便料金等
保険料	火災・地震等の家屋に関する保険を除いた保険料 (例示：イベント開催時の保険料)
研修費	宿泊を伴わない講座受講料及び大会等参加費
食糧費	講師、専門家等の食事代（団体構成員の場合を除く。）
使用料	施設使用料（会議、イベント等で使用する場合に限る。）又は物品のレンタル料
賃借料	団体事務所又は事業実施のために借り入れた事務所の借家料 又は借地料
その他これらに 類する経費	その他必要な経費で社会通念上適切であると認められる経費 ※補助対象経費となるか否かは、個別に内容を審査します。

備考 この表にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 商品券、駐車券等の購入費
- (2) 記念品等の購入経費
- (3) 土地の取得、造成又は補償に係る経費
- (4) 補助対象団体が支払ったことが領収書等により確認することのできない
経費
- (5) その他社会通念上疑義が生ずると認められる経費